



会社（以下「会社」という。）は、再審査被申立人X<sub>2</sub>に対し、平成29年4月3日に同月30日付けの雇止めを通告したところ、X<sub>2</sub>は、同月3日、再審査被申立人X<sub>1</sub>組合（以下「組合」という。）に加入した。

本件は、①会社が、平成29年4月3日付けの通告により、X<sub>2</sub>を同月30日付けで雇止めとしたことが労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第1号及び第3号の不当労働行為に、②X<sub>2</sub>の雇止めに係る団体交渉における会社の対応が労組法第7条第2号の不当労働行為に、③X<sub>2</sub>の使用者に当たる都がX<sub>2</sub>の同月30日付けの雇止めに関与したことが労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、同年6月21日、東京都労働委員会（以下「東京都労委」という。）に救済申立てがあった事件である。

## 2 初審における請求する救済内容の要旨

- (1) 東京都と会社は、X<sub>2</sub>の解雇を撤回すること。
- (2) 東京都と会社は、X<sub>2</sub>に対し、解雇の日から解雇撤回再雇用の日までの間の賃金相当額に年6分の割合による金員を加算して支払うこと。
- (3) 謝罪文（会社の不誠実な団体交渉に係る謝罪も含む。）の掲示及びホームページへの掲載

## 3 初審命令の要旨

東京都労委は、令和元年7月16日付け命令書（同年9月19日交付）をもって、上記1②について、会社の団体交渉における対応は労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、会社に対し、文書交付を命じ、上記1③について、東京都は使用者には当たらないとして救済申立てを却下し、その余の救済申立てを棄却した。

## 4 再審査申立ての要旨

会社は、令和元年9月26日、上記3の救済部分の取消し及びその救済申立ての棄却を求めて、再審査を申し立てた。

## 第2 再審査申立後の経過

組合は、本件救済申立てを維持する意思を放棄するとの令和元年10月10日付け「上申書」を当委員会に提出し、X<sub>2</sub>も、本件救済申立てを維持する意思を放棄するとの同月19日付け「上申書」を当委員会に提出した。

## 第3 当委員会の判断

前記第2のとおり、組合及びX<sub>2</sub>は、本件救済申立てを維持する意思を放棄するとしている。

したがって、本件救済申立ては、労働委員会規則第56条第1項及び第33条第1項第7号に定める救済申立ての却下事由に該当する。

よって、労組法第25条並びに労働委員会規則第55条、第56条及び第33条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和元年11月6日

中央労働委員会

第一部会長 荒木尚志 ⑩